

障害者福祉課

議案第10号

港区立児童発達支援センター条例等の一部を改正する条例について

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正法」といいます。）の施行に伴い、港区立児童発達支援センター条例ほか2条例の一部を改正します。

1 改正理由

改正法が令和4年6月15日に公布され、障害児通所支援において、肢体不自由のある児童を支援の対象とした医療型児童発達支援について、全ての障害児を対象とする児童発達支援に一元化することとされました。

改正法の施行（令和6年4月1日）に伴い、区の条例のうち、規定の整備が必要となる3条例について、一括して条例改正を行います。

2 改正する条例

1	港区立児童発達支援センター条例（平成30年港区条例第31号）
2	港区立障害保健福祉センター条例（平成9年港区条例第56号）
3	港区立精神障害者支援センター条例（平成27年港区条例第12号）

3 改正内容

- (1) 障害児通所支援における児童発達支援の類型が一元化されたことに伴い、港区立児童発達支援センターの目的及び事業に係る規定を整備します。
- (2) 各条例で引用している児童福祉法の条項番号を変更します。

4 施行期日

令和6年4月1日

港区立児童発達支援センター条例新旧対照表（第一条関係）

改正案

現行

<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十三条に規定する児童発達支援センターとして、障害児の日常生活における基本的な動作の習得、自立のために必要な知識及び技能の習得並びに集団生活への適応を支援するとともに、障害児及び障害の疑いがある児童に係る相談を実施するため、港区立児童発達支援センター（以下「センター」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十三条第一号に掲げる福祉型児童発達支援センターとして、障害児の日常生活における基本的な動作の習得、自立のために必要な知識及び技能の習得並びに集団生活への適応を支援するとともに、障害児及び障害の疑いがある児童に係る相談を実施するため、港区立児童発達支援センター（以下「センター」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(中略)</p> <p>(事業)</p> <p>第三条 センターは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p>	<p>(中略)</p> <p>(事業)</p> <p>第三条 センターは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p>
<p>一 法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援（児童発達支援については、同条第二項の治療に係るものを除く。以下「障害児通所支援」という。）</p>	<p>一 法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援に限る。以下「障害児通所支援」という。）</p>

二 法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）

三〇五（略）

（後略）

付 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

二 法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）

三〇五（略）

（後略）

港区立障害保健福祉センター条例新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（事業）</p> <p>第三条 センターは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一 一五 （略）</p> <p>六 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第六条の二の二</u>第三項に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）</p> <p>七 十 （略）</p> <p>（中略）</p> <p>（利用できるものの範囲）</p> <p>第七条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 地域活動支援センター事業 次のイからへまでに掲げる事業の</p>	<p>（前略）</p> <p>（事業）</p> <p>第三条 センターは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一 一五 （略）</p> <p>六 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第六条の二の二</u>第四項に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）</p> <p>七 十 （略）</p> <p>（中略）</p> <p>（利用できるものの範囲）</p> <p>第七条 センターの事業を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 地域活動支援センター事業 次のイからへまでに掲げる事業の</p>

区分に応じ、それぞれイからへまでに定める者

イ～ハ (略)

二 児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援
(以下「障害児相談支援」という。) 同法第二十四条の二十
六第一項に規定する障害児相談支援対象保護者

ホ・ハ (略)

二～七 (略)

2・3 (略)

(後略)

付則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

区分に応じ、それぞれイからへまでに定める者

イ～ハ (略)

二 児童福祉法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援
(以下「障害児相談支援」という。) 同法第二十四条の二十
六第一項に規定する障害児相談支援対象保護者

ホ・ハ (略)

二～七 (略)

2・3 (略)

(後略)

港区立精神障害者支援センター条例新旧対照表（第三条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(事業)</p> <p>第三条 センターは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）</p> <p>六～八 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和六年四月一日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(事業)</p> <p>第三条 センターは、第一条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）</p> <p>六～八 (略)</p> <p>(後略)</p>